

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、料金及び工事費の計算について、次の表に規定するとおりとします。

計算方法
この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料及びユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月（そのパケット通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合のパケット通信料については、パケット通信が終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 4 当社は、料金及び工事費の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

(一括請求の取扱い)

- 5 当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者の契約者回線に係る料金その他の債務を当社が提供する他の電気通信サービスであって（当社が別に契約約款等に定める電気通信サービスであって、その契約者が指定したものに限ります。以下「統合対象サービス」といいます。）に係る料金等に合わせて、一括して請求（以下「YAMADA Air Mobile一括請求」といいます。）します。

- 6 当社は、YAMADA Air Mobile一括請求の取扱いを受けている契約者回線について、契約者からこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次に該当する場合には、この取扱いを廃止します。

(1) YAMADA Air Mobile契約の承継があり、統合対象サービスが同一名義人に承継されないとき。

(2) YAMADA Air Mobile契約若しくは統合対象サービスの指定の解除があったとき。

(3) 前項の規定によらない手段により支払方法が変更されたとき。

- 7 YAMADA Air Mobile一括請求に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(料金額の通知)

8 当社は、契約者に対する料金額の通知を当社ホームページの契約者サイトへの掲示により行います。

(料金等の支払い)

9 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

10 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

12 当社は、契約者の1月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限ります。)が3,000円(税込)に満たないときは、2月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(消費税相当額の加算)

13 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

15 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社が指定するサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 YAMADA Air Mobile 4G に関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第34条（料金及び工事に関する費用）及び第35条（基本使用料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用

(1) 基本使用料の料金種別

ア YAMADA Air Mobile 4G には、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる料金種別を適用します。

契約の種類及び種別		料金種別
一般契約		4 G データプラン（ベーシック）
定期契約	第 1 種定期契約	4 G データプラン（にねん）※
	第 2 種定期契約	4 G データプラン（バリューセット f o r 4 G）
	第 3 種定期契約	4 G データプラン（バリューセット ライト f o r 4 G）
	第 4 種定期契約	4 G データプラン（にねん＋アシスト 1 7 0 0）
	第 5 種定期契約	4 G データプラン（にねん＋アシスト 2 8 0 0）
	第 6 種定期契約	4 G データプラン（よねん）

イ 契約者は、料金種別の変更をする場合、その変更前の料金種別に係る契約を解除すると同時に新たに変更後の料金種別に係る契約を締結していただきます。この場合、当社は、その契約の締結があった日を含む料金月の末日まで解除された契約の料金種別に係る基本使用料を適用し、その翌料金月から変更後の料金種別に係る基本使用料を適用します。

ウ 基本使用料は日割りしません。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、基本使用料は日割りします。

(ア) 料金月の起算日以外の日

に契約者回線の提供の開始があったとき。

(イ) 料金月の起算日

に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。

(ウ) 料金月の起算日以外の日

に YAMADA Air Mobile 4G 利用権の譲渡があったとき。

エ 契約者（当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者に限ります。以下同じとします。）は、あらかじめアの表の契約の種類及び種別並びに

	基本使用料の料金種別を選択していただきます。 オ エに規定する契約者に関する条件を確認するため、契約者は、料金種別を選択する際に、あらかじめ移動無線装置を特定する情報を申告していただきます。 ※ 4 G データプラン（にねん tablet）を含みます。
（２） ベーシックに係る基本使用料の取扱い	ア ベーシックに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ ベーシックに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（１）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
（３） にねんに係る基本使用料の取扱い	ア にねんに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ にねんに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（１）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
（４） バリューセット for 4 Gに係る基本使用料の取扱い	ア バリューセット for 4 Gに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、２（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ バリューセット for 4 Gに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（１）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。

(5) バ リ ュ ー セ ット ラ イ ト f o r 4 G に 係 る 基 本 使 用 料 の 取 扱 い	ア バリユーセット ライト f o r 4 Gに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ バリユーセット ライト f o r 4 Gに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（1）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
(5) の 2 に ね ん ＋ ア シ ス ト 1 7 0 0 に 係 る 基 本 使 用 料 の 取 扱 い	ア にねん＋アシスト1700に係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ にねん＋アシスト1700に係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（1）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
(5) の 3 に ね ん ＋ ア シ ス ト 2 8 0 0 に 係 る 基 本 使 用 料 の 取 扱 い	ア にねん＋アシスト2800に係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ にねん＋アシスト2800に係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（1）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
(5) の 4 よ ね ん に 係 る 基 本 使 用 料 の 取 扱 い	ア よねんに係る基本使用料については、この料金表に別段の規定がある場合を除き、2（料金額）に規定する料金額を適用します。 イ よねんに係る契約の解除があった場合における取扱いについては、（1）イに定める場合を除き、その契約解除日の前日が属する料金月までの基本使用料を適用します。
(6) モ バ イ ル & B B 割 の 適 用	ア モバイル&BB割とは、1の料金月の全部又は一部の期間において4Gデータプラン（にねん）、4Gデータプラン（バリユーセット f o r 4 G）、4Gデータプラン（バリユーセット ライト f o r 4 G）、4Gデータプラン（にねん＋アシスト1700）、4Gデータプラン（にねん＋アシスト2800）又は4Gデータプラン（よねん）の料金種別（以下「割引適格料金種別」といいます。）が適用される契約者が当該料金月の

	期間においてYAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に基づき提供するADSL接続サービス（同契約約款に定めるところにより割引適格料金種別と対応させてモバイルセット料金が適用されているもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）又はフレッツ接続サービス（同契約約款に定めるところにより割引適格料金種別と対応させて提供するもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る契約（以下「固定データ通信契約」といいます。）により基本使用料の支払いを要する場合であって、次の表の左欄に掲げる事由に該当するとき、料金の取扱いについて次の表の右欄に定める金額を基本使用料から減額することをいいます。	
	YAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に定めるADSL接続サービスに係る契約について適用する場合	953円（税抜）
	YAMADA Air Mobile 契約約款（固定データ通信編）に定めるフレッツ接続サービスに係る契約について適用する場合	400円（税抜）
	イ モバイル&BB割の適用においては、1のYAMADA Air Mobile 4G契約に対し1の固定データ通信契約を対応させるものとします。 ウ モバイル&BB割を適用するにあたり、1のYAMADA Air Mobile 4G契約と対応させることができる契約として、ADSL接続サービス及びフレッツ接続サービスの双方の固定データ通信契約がある場合、ADSL接続サービスに係る契約を対応させるものとします。	

2 料金額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
4Gデータプラン（ベーシック）	7,500円（税抜）
4Gデータプラン（にねん）	6,200円（税抜）
4Gデータプラン（バリューセット for 4G）	7,791円（税抜）
4Gデータプラン（バリューセット ライト for 4G）	7,248円（税抜）
4Gデータプラン（にねん+アシスト170）	7,820円（税抜）

0)	
4 G データプラン (にねん+アシスト 2800)	8, 867 円 (税抜)
4 G データプラン (よねん)	6, 200 円 (税抜)

第2 パケット通信料

1 適用

パケット通信料の適用については、第36条（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用				
(1) パケット通信料の適用	ア パケット通信料は、1 料金月の課金対象パケットの総情報量について 128 バイトまでごとに 1 の課金対象パケットとし、2 (料金額) に規定する料金額を適用します。			
	イ 契約者が次に掲げる場合のいずれかに該当するとき、その該当したときから当該料金月の間、当社はその通信について制限します。 (ア) 1 の料金月において当該料金月内の契約者の通信が 7 ギガバイトを超えたとき。 (イ) 1 の料金月において速度制限解除が適用されたときから当該料金月の末日までの間の契約者の通信が 2 ギガバイトを超えたとき。			
	ウ 契約者が速度制限解除の適用を申し込み、当社がそれを承諾したとき、当該料金月内に限り、当該契約者は、前項に定める通信の制限を受けません。ただし、速度制限解除の適用は、1 の制限につき 1 回までとします。			
	エ 速度制限解除の適用を受ける契約者は、次の表に規定する料金額の支払いを要します。			
	1 契約ごとに適用 1 回あたり次の料金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>速度制限解除料</td><td>2, 500 円 (税抜)</td></tr> </tbody> </table>	区分	料金額	速度制限解除料
区分	料金額			
速度制限解除料	2, 500 円 (税抜)			
	オ 前項の規定にかかわらず、料金月の初日に契約を解除した場合、速度制限解除料の支払いを要しません。ただし、契約を解除すると同時に新たな契約を締結した場合はこの限りではありません。			
	カ 次の通信については、イの各号に定める通信量に含みません。 (ア) 当社の YAMADA Air Mobile 取扱所等に設置されている電気通信			

	設備との間の通信であって、端末設備内のソフトウェアを書き換えるために行われる通信（当社が別に定めるものに限りです。） （イ） その他当社が別に定める通信 キ 端末設備の種類等によっては、ソフトウェアやアプリケーション等の仕様による通信等を自動で行います（以下この欄において「自動通信」といいます。）。自動通信については課金対象パケットとして測定する場合があります。																
（２） 基本使用料の料金種別によるパケット通信料の減額適用	下表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からのパケット通信料のうち、同表の右欄に規定する料金額の支払いを要しません。 1 契約ごとに月額 <table> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr> <tr> <td>4 G データプラン（ベーシック）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr> <tr> <td>4 G データプラン（にねん）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr> <tr> <td>4 G データプラン（バリューセット for 4 G）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr> <tr> <td>4 G データプラン（バリューセット ライト for 4 G）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr> <tr> <td>4 G データプラン（にねん＋アシスト 1700）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr> <tr> <td>4 G データプラン（にねん＋アシスト 2800）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr> <tr> <td>4 G データプラン（よねん）</td><td>（１）アに規定した料金額</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	4 G データプラン（ベーシック）	（１）アに規定した料金額	4 G データプラン（にねん）	（１）アに規定した料金額	4 G データプラン（バリューセット for 4 G）	（１）アに規定した料金額	4 G データプラン（バリューセット ライト for 4 G）	（１）アに規定した料金額	4 G データプラン（にねん＋アシスト 1700）	（１）アに規定した料金額	4 G データプラン（にねん＋アシスト 2800）	（１）アに規定した料金額	4 G データプラン（よねん）	（１）アに規定した料金額
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額																
4 G データプラン（ベーシック）	（１）アに規定した料金額																
4 G データプラン（にねん）	（１）アに規定した料金額																
4 G データプラン（バリューセット for 4 G）	（１）アに規定した料金額																
4 G データプラン（バリューセット ライト for 4 G）	（１）アに規定した料金額																
4 G データプラン（にねん＋アシスト 1700）	（１）アに規定した料金額																
4 G データプラン（にねん＋アシスト 2800）	（１）アに規定した料金額																
4 G データプラン（よねん）	（１）アに規定した料金額																

2 料金額

区 分	料金額
4 G データプランに係る料金種別	1 課金対象パケットごとに0. 04円 （税抜）

第3 削除

第4 契約解除料

（契約解除料は、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除き、令和4年1月31日をもって廃止しました。）

1 適用

契約解除料の適用については、第38条（定期契約に係る契約解除料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
（１）定期契約に係る契約解除料の適用	ア 第1種定期契約及び第6種定期契約に係る契約解除料は、2（料金額）の2－1に規定する額を適用します。 イ 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約及び第5種定期契約に係る契約解除料は、その定期契約の種別及び経過期間に応じて、2（料金額）の2－2に規定する額を適用します。 ウ 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約及び第5種定期契約に関するイに規定する経過期間は、定期契約を締結した日を含む料金月（以下「契約月」といいます。）から起算して、解除があった日を含む料金月（以下「解除月」といいます。）までの月数とします。 エ ウの規定にかかわらず、契約を解除すると同時に新たに第2種定期契約又は第3種定期契約を締結したとき、新たに締結した第2種定期契約又は第3種定期契約に関するイに規定する経過期間は、契約月の翌月から起算して、解除月までの月数とします。ただし、契約月と解除月が同じ月である場合、1ヶ月とみなします。
（２）契約解除料の支払いを要しない場合	契約者は、次の場合には、2（料金額）に規定する契約解除料の支払いを要しません。 ア 第1種定期契約又は第6種定期契約について、その契約満了日の属する料金月、その翌料金月又は翌々料金月に当該契約の解除があったとき。 イ 第19条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）第2項の規定に基づき変更された第1種定期契約について、その変更があった日の属する料金月又はその翌料金月に当該契約の解除があったとき。 ウ 契約満了日を含む料金月に第1種定期契約又は第6種定期契約を解除すると同時に新たにYAMADA Air Mobile 4G契約を締結したとき。 エ 第1種定期契約を解除すると同時に新たに第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約、第5種定期契約又は第6種定期契約を締結したとき（ウに定める場合を除きます。）。 オ 第6種定期契約を解除すると同時に新たに第1種定期契約、第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約又は第5種定期契約を締結したとき（ウに定める場合を除きます。）。

	カ 第1種定期契約又は第6種定期契約を解除すると同時に新たに当社が定める YAMADA Air Mobile 契約約款（データ通信サービス編）に規定するデータ通信サービス B（Pocket WiFi プラン2（ベーシック））に限ります。）に係る契約を締結したとき。
--	--

2 料金額

2-1 第1種定期契約

第1種定期契約	9,500円（税抜）
第6種定期契約	9,500円（税抜）

2-2 第2種定期契約、第3種定期契約、第4種定期契約及び第5種定期契約

（1）第2種定期契約及び第3種定期契約

		料金額	
		第2種定期契約	第3種定期契約
		4Gデータプラン（バリューセット for 4G）	4Gデータプラン（バリューセット ライト for 4G）
経過期間	1ヶ月	38,172円 （税抜）	25,143円 （税抜）
	2ヶ月	36,981円 （税抜）	24,496円 （税抜）
	3ヶ月	35,791円 （税抜）	23,848円 （税抜）
	4ヶ月	34,600円 （税抜）	23,200円 （税抜）
	5ヶ月	33,410円 （税抜）	22,553円 （税抜）
	6ヶ月	32,219円 （税抜）	21,905円 （税抜）
	7ヶ月	31,029円 （税抜）	21,258円 （税抜）

8ヶ 月	29,839円 (税抜)	20,610円 (税抜)
9ヶ 月	28,648円 (税抜)	19,962円 (税抜)
10 ヶ月	27,458円 (税抜)	19,315円 (税抜)
11 ヶ月	26,267円 (税抜)	18,667円 (税抜)
12 ヶ月	25,077円 (税抜)	18,019円 (税抜)
13 ヶ月	23,886円 (税抜)	17,372円 (税抜)
14 ヶ月	22,696円 (税抜)	16,724円 (税抜)
15 ヶ月	21,505円 (税抜)	16,077円 (税抜)
16 ヶ月	20,315円 (税抜)	15,429円 (税抜)
17 ヶ月	19,124円 (税抜)	14,781円 (税抜)
18 ヶ月	17,934円 (税抜)	14,134円 (税抜)
19 ヶ月	16,743円 (税抜)	13,486円 (税抜)
20 ヶ月	15,553円 (税抜)	12,839円 (税抜)
21 ヶ月	14,362円 (税抜)	12,191円 (税抜)
22 ヶ月	13,172円 (税抜)	11,543円 (税抜)
23 ヶ月	11,981円 (税抜)	10,896円 (税抜)
24 ヶ月	10,791円 (税抜)	10,248円 (税抜)

(2) 第4種定期契約及び第5種定期契約

		料金額	
		第4種定期契約	第5種定期契約
		4Gデータプラン（にねん+アシスト 1700）	4Gデータプラン（にねん+アシスト 2800）
経過 期間	1ヶ月	38,858円 (税抜)	64,000円 (税抜)
	2ヶ月	37,639円 (税抜)	61,734円 (税抜)
	3ヶ月	36,419円 (税抜)	59,467円 (税抜)
	4ヶ月	35,200円 (税抜)	57,200円 (税抜)
	5ヶ月	33,981円 (税抜)	54,934円 (税抜)
	6ヶ月	32,762円 (税抜)	52,667円 (税抜)
	7ヶ月	31,543円 (税抜)	50,400円 (税抜)
	8ヶ月	30,324円 (税抜)	48,134円 (税抜)
	9ヶ月	29,105円 (税抜)	45,867円 (税抜)
	10ヶ月	27,886円 (税抜)	43,600円 (税抜)
	11ヶ月	26,667円 (税抜)	41,334円 (税抜)
	12ヶ月	25,448円 (税抜)	39,067円 (税抜)
	13ヶ月	24,229円 (税抜)	36,800円 (税抜)
	14ヶ月	23,010円 (税抜)	34,534円 (税抜)
	15ヶ月	21,791円 (税抜)	32,267円 (税抜)

16 ヶ月	20,572円 (税抜)	30,000円 (税抜)
17 ヶ月	19,353円 (税抜)	27,734円 (税抜)
18 ヶ月	18,134円 (税抜)	25,467円 (税抜)
19 ヶ月	16,915円 (税抜)	23,200円 (税抜)
20 ヶ月	15,696円 (税抜)	20,934円 (税抜)
21 ヶ月	14,477円 (税抜)	18,667円 (税抜)
22 ヶ月	13,258円 (税抜)	16,400円 (税抜)
23 ヶ月	12,039円 (税抜)	14,134円 (税抜)
24 ヶ月	10,819円 (税抜)	11,867円 (税抜)
25 ヶ月	9,600円 (税抜)	9,600円 (税抜)

第5 手続に関する料金

1 適用

手続に関する料金の適用については、第39条（手続に関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続に関する料金の適用

(1) 手続に関する料金の種別	手続に関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契 約 事 務 手 数 料</td><td>YAMADA Air Mobile 4G 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>EM c h i p 再発行手数料</td><td>EM c h i p の紛失、盗難、毀損その他の理由により新たな EM c h i p の貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>支 払 証 明 書 等 発行手数料</td><td>料金又は工事費の支払証明書、預託金預り証明書及びこれらに類する証明書の発行に係る料金</td></tr> <tr> <td>そ の 他 証 明 書 の 発行手数料</td><td>上記以外の証明書の発行に係る料金</td></tr> <tr> <td>請 求 書 発 行 手 数 料</td><td>料金その他の債務に関する支払いのための請求書の発行に係る料金</td></tr> <tr> <td>利 用 明 細 手 数 料</td><td>契約者に係る YAMADA Air Mobile の通信料等の明細の閲覧又は明細書の発行に係る料金</td></tr> <tr> <td>払 込 処 理 手 数 料</td><td>当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払を要する料金</td></tr> <tr> <td>譲渡手数料</td><td>YAMADA Air Mobile 4G 利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	契 約 事 務 手 数 料	YAMADA Air Mobile 4G 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	EM c h i p 再発行手数料	EM c h i p の紛失、盗難、毀損その他の理由により新たな EM c h i p の貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	支 払 証 明 書 等 発行手数料	料金又は工事費の支払証明書、預託金預り証明書及びこれらに類する証明書の発行に係る料金	そ の 他 証 明 書 の 発行手数料	上記以外の証明書の発行に係る料金	請 求 書 発 行 手 数 料	料金その他の債務に関する支払いのための請求書の発行に係る料金	利 用 明 細 手 数 料	契約者に係る YAMADA Air Mobile の通信料等の明細の閲覧又は明細書の発行に係る料金	払 込 処 理 手 数 料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払を要する料金	譲渡手数料	YAMADA Air Mobile 4G 利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
料金種別	内 容																		
契 約 事 務 手 数 料	YAMADA Air Mobile 4G 契約の申し込みを行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																		
EM c h i p 再発行手数料	EM c h i p の紛失、盗難、毀損その他の理由により新たな EM c h i p の貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																		
支 払 証 明 書 等 発行手数料	料金又は工事費の支払証明書、預託金預り証明書及びこれらに類する証明書の発行に係る料金																		
そ の 他 証 明 書 の 発行手数料	上記以外の証明書の発行に係る料金																		
請 求 書 発 行 手 数 料	料金その他の債務に関する支払いのための請求書の発行に係る料金																		
利 用 明 細 手 数 料	契約者に係る YAMADA Air Mobile の通信料等の明細の閲覧又は明細書の発行に係る料金																		
払 込 処 理 手 数 料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払を要する料金																		
譲渡手数料	YAMADA Air Mobile 4G 利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																		
(2) 契約事務手数料の適用	契約者がその契約を解除すると同時に新たに YAMADA Air Mobile 4G 契約を締結したときは、2 (料金額) に規定する契約事務手数料の支払いを要しません。																		
(3) 請求書の発行に関する適用	ア 当社は、契約者から請求書発行サービスの請求があったときは、その請求書発行サービスを廃止する請求をするまでの間、1 の料金月につき 1 の請求書を発行します。 イ アのほか、当社は、契約者又は第 4 1 条の 2 (契約者以外の者による料金の支払い) 第 1 項に規定する支払者が契約者の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合 (支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。) 又は当社が別に定める事由により支払方法が変更となった場合は、請求書を発行します。 ウ 第 4 1 条の 2 (契約者以外の者による料金の支払い) 第 2 項の																		

	規定により、契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがあります。 この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求書を契約者の住所に送付することとします。 エ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたとき又はイ若しくはウに規定する請求書の発行を受けたときは、2（料金額）に定める料金の支払いを要します。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。 オ アの規定にかかわらず、当社が別に定める方法により、契約者が請求書の発行を請求した場合、2（料金額）に定める請求書再発行手数料を適用します。
（４） 利用明細サービスに関する適用	ア 当社は、契約者から利用明細サービスの請求があったときは、その契約者に係るワイモバイル通信サービスの通信料等について、契約者サイトで閲覧を可能にします。 イ アの場合であって、請求書が発行されるときは、その契約者に係る YAMADA Air Mobile の利用明細書を発行します。 ウ 契約者は、アの請求をし、その承諾を受けたときは、2（料金額）に定める料金の支払いを要します。 エ アの規定にかかわらず、当社が別に定める方法により、契約者が利用明細の再発行を請求した場合、2（料金額）に定める利用明細再発行手数料を適用します。

2 料金額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3, 500円 (税抜)
EM chip再発行手数料	再発行1回ごとに	3, 500円 (税抜)
支払証明書等発行手数料	1 契約について発行1回ごとに	400円 (税抜)
その他証明書の発行手数料	1 契約について発行1回ごとに	400円 (税抜)

請求書発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	2 3 0 円 (税抜)
請求書再発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	2 3 0 円 (税抜)
利用明細手数料	1 契約について月額	2 0 0 円 (税抜)
利用明細再発行手数料	1 契約について発行 1 回ごとに	2 0 0 円 (税抜)
払込処理手数料	1 請求先の 1 料金月ごとに	2 0 0 円 (税抜)
譲渡手数料	1 契約ごとに	3, 5 0 0 円 (税抜)

第 6 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 4 0 条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ア	契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定めるユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったときは、この限りではありません。
イ	ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

1 契約ごとに月額

区 分	料金額
ユニバーサルサービス料	2 円（税抜）

第 7 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第 4 0 条の 2（電話リレーサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用

- ア 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2（料金額）に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったときは、この限りではありません。
- イ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。
- ウ 2（料金額）に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。

2 料金額

1 契約ごとに月額

区 分	料金額
電話リレーサービス料	1 円（税抜）

第2表 工事費

工事費は当社が別に算定する額とします。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年8月9日から実施します。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本使用料）1（適用）に定める4Gデータプラン（ベーシック）に係る規定は、当社が別に定める日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2013年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2013年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2013年12月6日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2014年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 2014年8月1日以降、YAMADA Air Mobile 契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件（当社が認めるものに限ります。）については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１４年１２月１８日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１５年１月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１５年２月２０日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１５年４月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１５年４月１７日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１５年５月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１５年６月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１５年７月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１５年９月１８日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１５年１０月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１５年１２月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１６年５月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１６年５月２１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１６年８月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１６年１１月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１７年１月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１７年３月２１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１７年７月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１７年１１月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１８年１月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１８年２月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１８年３月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１８年７月５日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、２０１８年８月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、2018年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったYAMADA Air Mobile 4Gの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年10月26日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年5月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年5月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2020年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2020年5月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和３年１月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和４年１月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和４年２月１日から実施します。

(契約解除料に関する経過措置)

2 契約解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを含み廃止します。ただし、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除きます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和４年４月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和４年６月１６日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和４年６月２３日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和５年６月１日から実施します。

(機種変更手数料の適用について)

2 機種変更手数料(契約者が移動無線装置の接続に関する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金をいいます。)は、当社が別に定めるところにより適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和５年６月３０日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年3月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和7年1月16日から実施します。